令和2年度 公立高畠病院医療事故の公表について

公立高畠病院長

公立高畠病院医療事故公表基準(平成 20 年 1 月より運用)に基づく、令和 2 年度に発生した公表すべき医療事故は次のとおりである。

1. 一括公表

区分	件数	代表事例	改善策
レベル3	7件	胃癌検診で胃透視検査を受診の患者。胃透視検査を終了後、放射線技師がバリウムを誤嚥している事に気付く。患者本人はムセリ等がなく、自覚症状は全くなかった。ハッフィングでバリウム排出を促し、少量のバリウム排出が見られる。その後内科を受診し、胸部レントゲン撮影。バリウム誤嚥を認めたため、内服薬が処方され1週間後に再診となる。翌週再度胸部レントゲン撮影を行い、肺炎像もみられず、自覚症状もない事から、外来フォロー終了となった。	・バリウム誤嚥発生マニュアルの 改訂。誤嚥発生時にリハビリ科 からの応援体制を構築し、介入 看護師と共に対応に当たる。 ※リハビリ介入により、専門性を 発揮した対応が期待出来る。 ・対応フローシートの変更 ・介入職員に対しての誤嚥対応の 周知を再度行う。

2. 個別公表

レベル4、レベル5について、該当事例はありません。

【備考】

※患者への影響の大きさに応じて、医療事故レベルを以下のとおり分類する。

区分	内容		
レベル 3	事故で治療が必要となり、何らかの障害が残る事例		
レベル 4	事故で深刻な病状の悪化をもたらし、高度の障害が残る事例		
レベル 5	事故により死亡した事例		

※原則、以下の基準で公表する。

- 1)レベル3に相当する医療事故は、一括公表する。
- 2) レベル 4~5 に相当する医療事故は、原則として個別公表する。